富山大学研究推進機構研究推進総合支援センター自然科学研究支援ユニット
極低温量子科学施設高圧ガス危害予防規程

平成22年４月１日制定
平成27年４月１日改正
令和２年８月17日改正

（目的）

第１条　この規程は，高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）第 26 条の規定に基づき，富山大学研究推進機構研究推進総合支援センター自然科学研究支援ユニット極低温量子科学施設（以下「施設」という。）における高圧ガスの製造及びその取扱いについて必要な事項を定め，高圧ガスによる災害を防止し，もって学内及び公共の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「高圧ガス」とは，法第２条に規定する高圧ガスのうち，液化ヘリウムガス及び液化窒素ガスをいう。

（製造施設）

第３条　施設における高圧ガス製造施設は別表第１のとおりとする。

（保安管理）

第４条　学長は，高圧ガスによる災害防止に関する保安業務を統括する。

２　高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理するため，高圧ガス製造保安統括者（以下「保安統括者」という。）を置き，富山大学研究推進機構研究推進総合支援センター自然科学研究支援ユニット極低温量子科学施設長をもって充てる。

３　製造施設の維持，製造方法の監督その他高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を管理させるため，高圧ガス製造保安係員（以下「保安係員」という。）を置き，一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「省令」という。）第 66 条第２項に規定する製造保安責任者免状を有する職員のうちから学長が選任する。

４　学長は，あらかじめ保安統括者及び保安係員（以下「保安統括者等」という。）の代理者を選任し，保安統括者等が旅行，疾病及びその他の事故によってその職務を行うことができない場合に，その職務を代行させるものとする。

５　保安係員の代理者は，第３項に規定する製造保安責任者免状を有する職員のうちから学長が選任するものとする。

６　保安係員は，法第８条に定められた技術上の基準に関し，製造施設が省令等に適合するよう管理するものとする。

７　前６項に規定する保安管理体制については別表２のとおりとする。

（監督の方法）

第５条　保安統括者等は，法，省令若しくはこれに基づく命令又はこの規程の実施を確保するため，関係職員に指示を与え，必要と認めた場合には，製造施設における作業を停止させる等の措置を講ずることができる。

２　関係職員は，保安統括者等が保安のために行う指示に従わなければならない。

（立入禁止区域）

第６条　高圧ガスによる危害を予防するため，必要に応じて製造施設の周囲に立入禁止区域を設けるものとする。

２　前項の立入禁止区域には，保安統括者等の許可を受けた者以外の者は，立ち入ってはならない。

（標識）

第７条　製造施設には，見やすい場所に次の事項を記載した標識を設けなければならない。

(1)　高圧ガスの製造施設であること。

(2)　高圧ガスの種類

(3)　立入禁止，火気の制限その他の注意事項

(4)　法第 36 条に規定する緊急事態に対する措置

（運転及び操作）

第８条　製造施設の運転及び操作に当たっては，保安係員の監督の下にこれを行わなければならない。

２　保安上重要な運転及び操作は，保安係員が適格と認めた者に行わせるものとする。

（安全装置）

第９条　安全装置の取付け個所及び操作方法については，表示するとともに関係職員及び学生に周知しておかなければならない。

２　前項に規定する安全装置のうち，安全弁に付帯して設けた止め弁については，高圧ガス製造中は，常時全開とし，「開」と記載した標識を掲げておくものとし，その取扱いは，保安係員が行わなければならない。

３　安全装置は，１年に１回以上検査し，規定圧力で作動するよう調整しておかなければならない。

（圧力計）

第 10 条　圧力計は，使用圧力の 1.5 倍以上３倍以下の最高目盛のものを使用し，見やすい場所に取り付けておかなければならない。

（液面計）

第 11 条　液化ガスの貯槽には，液面計を設けなければならない。この場合において，液面計としてガラス管ゲージを使用するときは，破損を防止するための措置を講ずるものとする。

（充てん）

第 12 条　貯槽に液化ガスを充てんするときは，液化ガスの容量が当該貯槽の常用の温度においてその内容積の 90%を超えてはならない。

（ガス設備の修理及び清掃）

第 13 条　ガス設備の修理及び清掃（以下「修理等」という。）並びにその後の製造については，あらかじめ作業の方法，工程表等を明示し，保安係員の指示の下に次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1)　ガス設備を開放して修理を行うときは，当該ガス設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることのないように当該開放部の前後のバルブ又はコックを閉止し，かつ，盲板を施す等の措置を講ずること。

(2)　前号の規定により閉止されたバルブ若しくはコック又は盲板には，操作してはならない旨の表示及び施錠をする等の措置を講ずること。

(3)　修理等が終了したときは，当該ガス設備が正常に作動することを確認した後でなければ製造しないこと。

（巡視及び点検）

第 14 条　保安係員は，別に定める巡視及び点検基準により，ガス設備の使用開始時及び使用終了時に当該ガス設備の異常の有無を点検するほか，１日に１回以上ガス設備の作動状況について点検し，異常のあるときは，当該設備の補修その他危険を防止する措置を講ずるものとする。

（保安検査）

第 15 条　法第 35 条に規定する保安検査は，１年に１回受けるものとする。

（定期自主検査）

第 16 条　法第 35 条の２に規定する定期自主検査は，省令の定めるところにより，保安係員の監督の下に実施し，その検査記録を作成し，これを保存するものとする。

（帳簿）

第 17 条　保安係員は，法第 60 条第１項の規定に基づき，帳簿を備え，次に掲げる事項について記録し，第１号及び第２号の事項については２年間，第３号の事項については 10 年間保存するものとする。

(1)　製造施設の運転状況

(2)　高圧ガスの受入状況

(3)　製造施設に異常があった場合及び講じた措置等

（漏えい又は噴出時の措置）

第 18 条　高圧ガスが漏えいし，又は噴出したときは，製造装置の運転を停止する等応急の措置を講ずるとともに，直ちに保安統括者等に通報し，その指示を受けるものとする。

（緊急事態に対する措置）

第 19 条　製造施設又はその付近において災害が発生し，又は災害発生の危険が急迫したことを知った者は，直ちに保安統括者等に通報するものとする。

２　保安統括者等は，通報の内容に応じ，次の各号に掲げるところに連絡するものとする。

(1)　学長

(2)　消防署

(3)　警察署

(4)　富山県環境保全課

(5)　富山大学附属病院

（大規模な地震に係る防災及び減災対策）

第 20 条　事業所所在地周辺で発生が想定される主な大規模地震に関する情報を収集し，地震発生時における行動基準を策定する。また，事業所の緊急時の防災体制と役割等を定め，関係者に周知する。

２　地震発生時における情報周知訓練，製造設備の緊急停止措置訓練，避難訓練，避難完了確認訓練，安否確認訓練を行うものとする。また，関係事業所，行政機関（消防，警察），近隣住民との連携を想定した防災訓練，避難訓練を行うものとする。

３　事業所敷地内に避難場所を設けた場合の食糧や必需品の確保状況等を確認する。消費期限等に伴い食糧等を更新する。

４　第２項に示す訓練の他，次のような訓練を実施するものとする。

(1)　事業所の被災状況の関係行政機関（消防，警察，自治体）への通報訓練

(2)　事業所の被災状況の近隣住民への情報周知訓練

(3)　地震や津波の終息後における製造施設の被害状況確認訓練

(4)　保安に係る設備等に関する作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における措置

（保安教育及び規程の周知）

第 21 条　保安統括者は，保安教育計画を作成し，関係職員及び学生に対し，保安意識の高揚，関係法令及びこの規程の周知徹底並びに災害時における措置について教育及び訓練を行うものとする。

（違反者に対する措置）

第 22 条　保安統括者は，この規程に違反した者に対して，講習等により再教育を行うものとする。

（改正）

第 23 条　学長は，この規程を改廃するときは，富山大学研究推進機構会議の意見を聴くものとする。

附　則

この規程は，平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和２年８月 17 日から施行する。

別表第１

高圧ガス製造施設の名称・場所等

高圧ガス製造施設名	高圧ガスの種類	製造施設の場所
液化窒素製造施設	液化窒素ガス	研究推進総合支援センター 自然科学研究支援ユニット 極低温量子科学施設
液体ヘリウム製造施設	液化ヘリウムガス	

別表第２
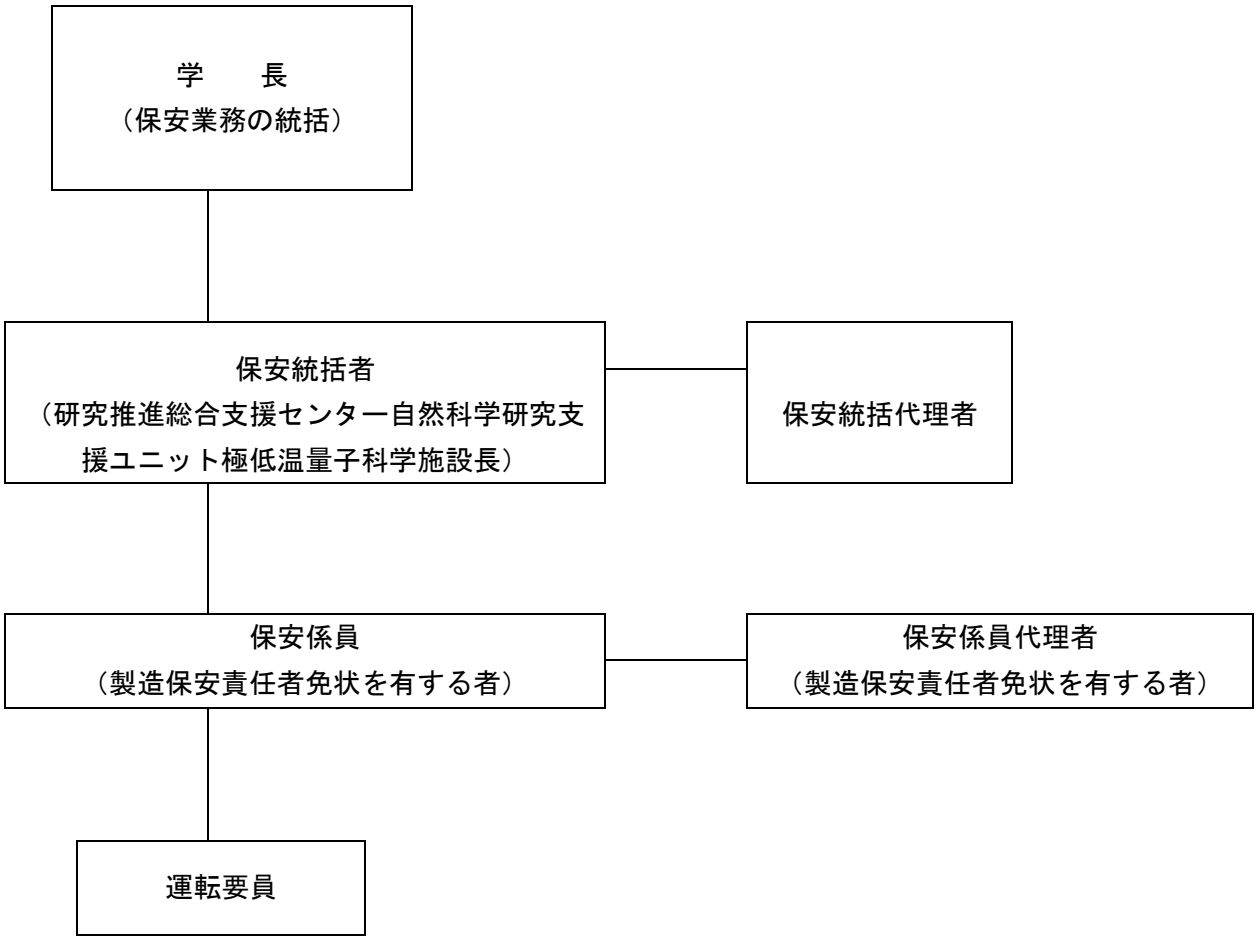
保安管理体制